

2020年7月10日から始まっています♪ 預けて安心♪「法務局で自筆証書遺言の保管制度」

いよいよ2020年7月10日から法務局で自筆証書遺言を預かってもらうことが出来るようになりました。

対象となる遺言書は自筆証書遺言に係る遺言書です。

これにより、**遺言書を紛失や改ざんの恐れ無く安全に法務局(遺言書保管所)で保管することが可能**になります。また遺言者の死亡後に、相続人や受贈者らは、全国にある法務局(遺言書保管所)において、**遺言書が保管されているかどうかを調べること**(「遺言書保管事実証明書」の交付請求)、**遺言書の写しの交付を請求すること**(「遺言書情報証明書」の交付請求)ができ、また遺言書を保管している**法務局(遺言書保管所)において遺言書を閲覧することが出来ます。**

法務局(遺言書保管所)に保管されている遺言書については、**家庭裁判所の検認が不要(注1)**になる他、**遺言書の閲覧や遺言書情報証明書の交付がされると、遺言書保管官は、他の相続人等に対し遺言書を保管している旨を通知します。**遺言書の保管申請は、遺言者の住所地もしくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局(遺言書保管所)の遺言書保管官に対してすることが出来ます。

【 注意点 】

法務局では**遺言事項の全文、日付、氏名の自筆と押印**など自筆証書遺言としての要因を満たしているか**「外見的に確認」**をします。明らかに形式不備であれば、法務局から不備を指摘してくれますが、注意していただきたい点は

あくまでも提出時の現状を確認するだけで、遺言書の有効性の判断まではしてくれません！！

【 申請・請求の種別申請・請求者手数料 】

遺言書の保管の申請	遺言者	一件につき, 3900円
遺言書の閲覧の請求(モニター)	遺言者 関係相続人等	一回につき, 1400円
遺言書の閲覧の請求(原本)	遺言者 関係相続人等	一回につき, 1700円
遺言書情報証明書の交付請求	関係相続人等	一通につき, 1400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	関係相続人等	一通につき, 800円
申請書等・撤回書等の閲覧の請求	遺言者 関係相続人等	一の申請に関する申請書等又は一の撤回に関する撤回書等につき, 1700円

(注1) 家庭裁判所の検認とは

遺言書を見つけたら、家庭裁判所で「検認」の申し立てを行わなければなりません。これは、本当に被相続人が書いたものかを確認し、利害関係者に内容を知らせ、偽造や変造を防いで確実に保存する手続きです。

※検認は、遺言が有効か、または内容が適正かどうかを判断するものではありません！

遺言を発見したのに、検認の手続きをせずに、遺言を執行したりすると、5万円以下の過料が課せられます。また、発見の際に、封がされていた遺言書を検認を受けずに開封した場合も、遺言書の内容が無効になるわけではありませんが、5万円以下の過料に処せられます。

検認を怠り、相続人や利害関係者に不利益が生じた場合は、損害賠償責任が生じることもあるので、注意が必要です。さらに遺言書を隠匿したり、偽造、変造したりした場合は、相続権を剥奪され掲示責任を問われます。

法務局における遺言書の保管等に関する法律について

令和2年（2020年）7月10日施行

○自筆証書遺言に係る現状と課題

現状

自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多い。



問題点

- ・遺言書が紛失・亡失するおそれがある。
- ・相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがある。
- ・これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。



対応策

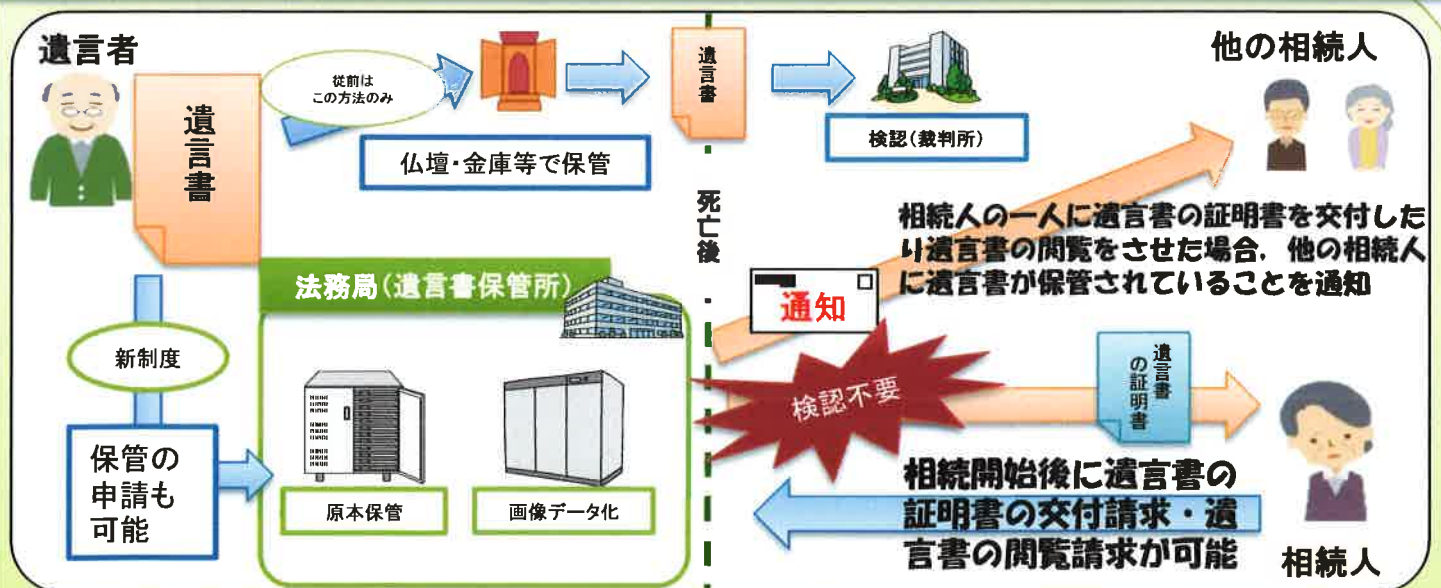
公的機関（法務局）
で遺言書を保管する
制度を創設

【法務局で保管する利点】

- ・全国一律のサービスを提供できる
- ・プライバシーを確保できる
- ・相続登記の促進につなげることが可能



○法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



効果

遺言書の紛失や隠匿等の防止
遺言書の存在の把握が容易

- ・遺言者の最終意思の実現
- ・相続手続の円滑化



遺言者が遺言書を預ける（遺言書の保管の申請）

保管の申請の流れ

1 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

注意事項をよく確認しながら、遺言書を作成してください。

2 保管の申請をする遺言書保管所を決める



保管の申請ができる遺言書保管所

遺言者の住所地
遺言者の本籍地
遺言者が所有する不動産の所在地

のいずれかを管轄する遺言書保管所

ただし、既に他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合には、その遺言書保管所になります。

3 申請書を作成する

申請書に必要な事項を記入してください。

申請書の様式は、法務省 HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

4 保管の申請の予約をする

5 保管の申請をする

次の⑦から⑫までのものを持参して、予約した日時に遺言者本人が、遺言書保管所にお越しください。

⑦遺言書

ホッチキス止めはしないでください。封筒は不要です。

⑧申請書

あらかじめ記入して持参してください。

⑨添付書類

本籍の記載のある住民票の写し等（作成後 3 か月以内）

※遺言書が外国語により記載されているときは、日本語による翻訳文

⑩本人確認書類（有効期限内のものをいずれか 1 点）

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳
在留カード 特別永住者証明書

⑪手数料

遺言書の保管の申請の手数料は、1 通につき **3,900円**です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。）。

※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。



6 保管証を受け取る

交付される保管証のイメージ画像 →

手続終了後、遺言者の氏名、出生の年月日、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載された保管証をお渡します。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出をするときや、相続人等が遺言書情報証明書の交付の請求等をするときに、保管番号があると便利です。大切に保管してください。

遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けていることをご家族にお伝えになる場合には、保管証を利用されると便利です。



遺言者が預けた遺言書を見る（遺言書の閲覧）

遺言者は、遺言書の閲覧の請求をして、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は、遺言書の原本の閲覧となります。

遺言書の閲覧の請求の流れ

1 閲覧の請求をする遺言書保管所を決める

🔑 閲覧の請求ができる遺言書保管所

モニターによる閲覧

全国のどの遺言書保管所でも、閲覧の請求をすることができます。

遺言書原本の閲覧

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所でのみ閲覧を請求することができます。

2 請求書を作成する

請求書に必要事項を記入してください。請求書の様式は、

法務省 HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

3 閲覧の請求の予約をする

4 閲覧の請求をする

請求書を遺言書保管所に提出してください。

🔑 閲覧の請求ができる者

・遺言者本人のみ

🔑 添付書類

不要です。

🔑 本人確認

遺言者の本人確認のため、運転免許証等、**顔写真付きの身分証明書**を提示していただきます。

※モニターによる閲覧の手数料は、1回につき**1,400円**です。

※遺言書の原本の閲覧の手数料は、1回につき**1,700円**です。

※必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。



5 閲覧をする



遺言者が預けた遺言書を返してもらおう(撤回)

遺言者は、遺言書保管所に保管されている遺言書について、保管の申請の撤回をすることにより、遺言書の返還等を受けることができます。

保管の申請の撤回の流れ ※保管の申請の撤回は、遺言の効力とは関係がありません。

1 撤回書を作成する

撤回書に必要事項を記入してください。撤回書の様式は、
法務省 HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。また、法務局(遺言書保管所)窓口にも備え付けられています。



保管の申請の撤回ができる者

・遺言者本人のみ

本人確認

遺言者の本人確認のため、運転免許証等、**顔写真付きの身分証明書**を提示していただきます。



2 撤回の予約をする



保管の申請の撤回ができる遺言書保管所

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所のみです。

3 撤回し、遺言書を返してもらおう

撤回書(及び添付書類)を遺言書保管所に提出してください。



添付書類

不要です。ただし、保管の申請時以降に遺言者の氏名、住所等に変更が生じている場合には、変更が生じた事項を証する書面を添付する必要があります。

※遺言書の保管の申請の撤回には手数料はかかりません。

遺言者が変更事項を届け出る(変更の届出)

遺言者は、保管の申請時以降に氏名、住所等に変更が生じたときには、遺言書保管官にその旨を届け出る必要があります。

変更の届出の流れ

1 届出書を作成する

届出書に必要事項を記入してください。届出書の様式は、
法務省 HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。また、法務局(遺言書保管所)窓口にも備え付けられています。



変更の届出ができる者

・遺言者本人 左記の親権者や成年後見人等の法定代理人

2 変更の届出の予約をする



変更の届出ができる遺言書保管所

全国のどの遺言書保管所でも届出をすることができます。※変更の届出は郵送でも可能です。

3 変更の届出をする

変更届出書及び添付書類を遺言書保管所に提出又は送付してください。



添付書類

変更が生じた事項を証する書面(住民票の写し、戸籍謄本等)
請求人の身分証明書のコピー

法定代理人が届出する場合 戸籍謄本(親権者)又は登記事項証明書(後見人等)(作成後3か月以内)

※遺言者本人以外の氏名、住所等に変更が生じた場合には、添付書類は不要ですが、正確な通知のためには住民票等で確認いただいた上で届けてください。

※変更の届出には手数料はかかりません。

相続人等が遺言書が預けられているか確認する(証明書の請求)

遺言書保管事実証明書とは

遺言書保管事実証明書の交付の請求をし、特定の遺言者の、自分を相続人や受遺者等又は遺言執行者等とする遺言書が保管されているか否かの確認ができます(遺言者が亡くなっている場合に限られます)。

遺言書保管事実証明書の交付の請求の流れ

1 交付の請求をする遺言書保管所を決める



交付の請求ができる遺言書保管所

全国のどの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます。

2 請求書を作成する



交付の請求ができる者

・相続人 ・遺言執行者等 ・受遺者等 左記の親権者や成年後見人等の法定代理人



添付書類

- ⑦遺言者の死亡の事実を確認できる戸籍(除籍)謄本
- ⑧請求人の住民票の写し

相続人が請求する場合

- ⑨遺言者の相続人であることを確認できる戸籍謄本

請求人が法人である場合

- ⑩法人の代表者事項証明書(作成後3か月以内)

法定代理人が請求する場合

- ⑪戸籍謄本(親権者)や登記事項証明書(後見人等)(作成後3か月以内)

3 交付の請求の予約をする

4 交付の請求をする

遺言書保管事実証明書の手料は、1通につき800円です(必要な収入印紙を手料納付用紙に貼ってください)。

送付の方法による交付の請求の場合は、ご自身の住所を記載した返信用封筒と、切手を同封してください。

5 証明書を受け取る

窓口請求の場合

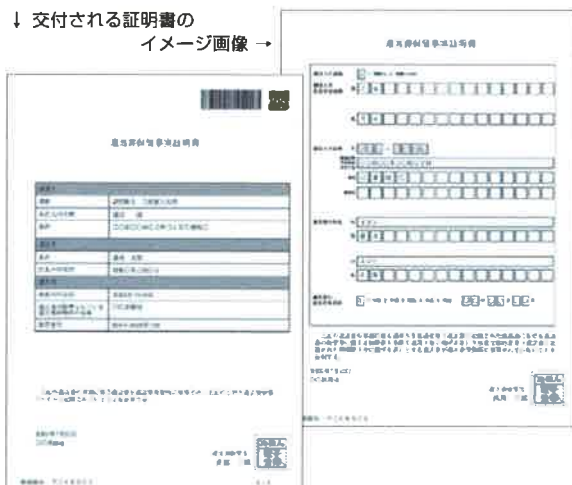
運転免許証等により本人確認をした後、遺言書保管事実証明書をお渡しします。

送付請求の場合

請求人の住所に宛てて遺言書保管事実証明書を送付します。

遺言書が保管されている場合には、遺言書情報証明書の交付の請求や遺言書の閲覧を行い、遺言書の内容を確認することができます。

↓ 交付される証明書のイメージ画像 →



認証文の種類

	保管されている	保管されていない
相続人	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」
相続人以外の方	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等(略)又は遺言執行者等(略)とする遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等(略)又は遺言執行者等(略)とする遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」

相続人等が遺言書の内容の証明書を取得する（証明書の請求）

遺言書情報証明書とは

相続人等は、遺言書情報証明書の交付の請求をし、遺言書保管所に保管されている遺言書の内容の証明書を取得することができます（遺言者が亡くなられている場合に限られます。）。

遺言書情報証明書の交付の請求の流れ

1 交付の請求をする遺言書保管所を決める



交付の請求ができる遺言書保管所

全国のどの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます。



交付の請求ができる者

- ・相続人
- ・受遺者等
- ・遺言執行者等

上記の親権者や成年後見人等の法定代理人

2 請求書を作成する



添付書類

法定相続情報一覧図の写しを活用ください！

法定相続情報一覧図の写しを持っていますか？

いいえ



はい

同一覧図の写しに住所の記載はありますか？

いいえ



はい



添付書類

㉗ 法定相続情報一覧図の写し（住所の記載があるもの）

㉘ 法定相続情報一覧図の写し（住所の記載がないもの）

㉙ 遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍）謄本

㉚ 相続人全員の戸籍謄本

㉛ 相続人全員の住民票の写し（作成後3か月以内）

受遺者、遺言執行者等が請求する場合 請求人の住民票の写し

請求人が法人である場合 法人の代表者事項証明書（作成後3か月以内）

法定代理人が請求する場合 戸籍謄本（親権者）や登記事項証明書（後見人等）（作成後3か月以内）

※遺言書を保管している旨の通知を受けた方が請求する場合は、㉗から㉛までの書類の添付は不要です。

3 交付の請求の予約をする

4 交付の請求をする

遺言書情報証明書の手数料は、1通につき1,400円です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。）。

送付の方法による交付の請求の場合は、ご自身の住所を記載した返信用封筒と、切手を同封してください。

5 証明書を受け取る

- ・遺言書情報証明書は、登記や各種手続に利用することができます。
- ・家庭裁判所の検認は不要です。

窓口請求の場合

運転免許証等により本人確認をした後、遺言書情報証明書をお渡しします。

送付請求の場合

請求人の住所に宛てて遺言書情報証明書を送付します。

その他の相続人等への通知

相続人等が証明書の交付を受けると、遺言書保管官はその方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知します。

↓ 交付される証明書のイメージ画像



相続人等が遺言書を見る（遺言書の閲覧）

相続人等は、遺言書の閲覧の請求をして、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は、遺言書の原本の閲覧となります（遺言者が亡くなっている場合に限られます。）。

遺言書の閲覧の請求の流れ

1 閲覧の請求をする遺言書保管所を決める



閲覧の請求ができる遺言書保管所

モニターによる閲覧

全国のどの遺言書保管所でも、閲覧を請求することができます。

遺言書原本の閲覧

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所でのみ閲覧を請求することができます。

2 請求書を作成する



閲覧の請求ができる者

・相続人 ・受遺者等 ・遺言執行者等

上記の親権者や成年後見人等の法定代理人



添付書類

3 閲覧の請求の予約をする

4 閲覧の請求をする

請求書を遺言書保管所に提出してください。



本人確認

請求人の本人確認のため、運転免許証等、**顔写真付きの身分証明書**を提示していただきます。



※モニターによる閲覧の手数料は、1回につき**1,400円**です。

※遺言書の原本の閲覧の手数料は、1回につき**1,700円**です。

※必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。



5 閲覧をする

相続人等



その他の相続人等への通知

相続人等が遺言書の閲覧をすると、遺言書保管官はその方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知します。



自筆証書遺言書保管制度についての Q & A

Q

A

1	法務局（遺言書保管所）で遺言書の書き方を教えてください。	遺言書の作成に関するご相談には一切応じられません。遺言書の様式については、注意事項をご覧ください、あらかじめ自分で作成の上、来庁いただくようお願いします。
2	遺言書の様式について、用紙に模様があるのですが、申請可能ですか。	その模様が文字の判読に支障がないものであれば、申請可能です。
3	遺言書を何色か色分けして書いてもよいですか。	保管されている遺言書について、相続人等がその内容を確認する手段として遺言書情報証明書の交付の請求や遺言書の閲覧があります。閲覧については原本とモニターによる方法があり、色分けを確認することができますが、遺言書情報証明書は白黒で出力されるため色分けを確認することができません。したがって、本制度を利用する場合、遺言書を色分けして作成することはお勧めしません。
4	保管制度が開始する前に作成した遺言書でも預かってもらえますか。	作成した遺言書が所定の様式（注意事項参照）に合うものであれば、保管申請することが可能です。
5	申請書・請求書は、どこでもらえますか。	法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) に掲載している様式をダウンロードして入力することで作成いただくことができます。なお、法務局（遺言書保管所）の窓口でも入手可能です。
6	保管の申請をしたいのですが、遺言者本人が病気のため法務局（遺言書保管所）へ出頭できない場合はどうすればよいですか。	本人出頭義務を課していることから、その場合には、本制度をご利用いただけません。なお、介助のために付添人に同伴していただくことは差し支えありません。
7	保管の申請時には、遺言書を封筒に入れたまま法務局（遺言書保管所）へ持参すればよいですか。	申請時には遺言書原本のみをお出しいただくこととなります。封筒は不要です。
8	本人確認について、顔写真付きの身分証明書を所持していない場合はどうすればよいですか。	本人出頭義務を課していることから、なりすましを防止する必要があるため、顔写真付きの身分証明書の提示が必須となります。例えば、マイナンバーカードであれば、誰でも取得できますのでご検討願います。
9	保管の申請の手数料について、保管年数に応じて手数料も増えるのですか。	保管申請の手数料は、その後の保管年数に関係なく申請時に定額（遺言書1通につき、3,900円）を納めていただきます。
10	手数料納付のための収入印紙はどこで購入すればよいですか。	各法務局（遺言書保管所）庁舎内の収入印紙の販売窓口又はお近くの郵便局等で販売しています。詳しくは、申請・請求予定先の法務局（遺言書保管所）にお問い合わせください。
11	遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けたことを家族に伝えておいた方がよいですか。	法務局（遺言書保管所）に預けたことをご家族（相続人となり得る方）に伝えておいただくと、相続開始後、ご家族が、スムーズに遺言書情報証明書の請求手続等を行うことができます。保管証を利用すると確実です。
12	保管証を紛失した場合には、再発行可能ですか。	保管証の再発行はできませんので、大切に保管してください。なお、保管証があるとその他の手続がスムーズですが、保管証がない場合でも手続は可能です。

Q

A

13	保管の申請をした後に、遺言書の内容を変更したい場合はどうすればよいですか。	保管の申請の撤回をして遺言書の返還を受けて、遺言書の内容を変更してから、再度保管の申請をしていただくことを推奨します。撤回をせずに新たな遺言書を預けることも可能です。いずれの場合も改めて保管の申請の手数料がかかります。
14	遺言書の保管の申請の撤回を行った場合に、その遺言は無効になるのですか。	遺言書の保管の申請の撤回は、法務局（遺言書保管所）に遺言書を預けることをやめることであり、その遺言の効力とは関係がありません。
15	遺言書の閲覧をしたいのですが、遺言書が保管されている法務局（遺言書保管所）が遠方の場合もその法務局（遺言書保管所）へ行かなければなりませんか。	遺言書の閲覧方法として、遺言書原本を閲覧する方法のほか、モニターで遺言書を閲覧する方法があります。モニターの方法による場合には、全国どこの法務局（遺言書保管所）においても閲覧が可能となります。
16	遺言書情報証明書を取得したいのですが、自分で法務局（遺言書保管所）へ行かなければなりませんか。	保管の申請の場合（Q6）と異なり、遺言書情報証明書等の交付については、ご自身で法務局（遺言書保管所）の窓口に出向いて請求するほか、郵送による請求や、法定代理人による手続も可能です。なお、保管の申請書や請求書等の書類については、司法書士等にその作成を依頼することができます。
17	遺言書情報証明書はどのような手続に使用できますか。	今まで遺言書の原本を必要としていた相続登記手続等や銀行での各種手続について、遺言書情報証明書を使用していただくことを想定しています。
18	家族（相続人）は法務局（遺言書保管所）に保管されている遺言書を返却してもらうことができますか。	法務局（遺言書保管所）に保管されている遺言書については、家族（相続人）であっても返却を受けることはできません。内容を確認するには、遺言書情報証明書の交付の請求又は遺言書の閲覧をしてください。
19	予約せずに直接法務局（遺言書保管所）に行った場合には申請を受け付けてもらえますか。	各種申請・請求に当たっては原則として予約が必要です。予約せずに来庁された場合、長時間お待ちいただいたり、その日に手続ができない場合があります。
20	自筆証書遺言を作成したら必ず法務局（遺言書保管所）に預けなければならないのですか。	本制度は、自筆証書遺言に係る遺言書について、法務局（遺言書保管所）に保管をするという選択肢を増やすものであり、従来どおり自宅等で保管していただくことも可能です。
21	自筆証書遺言と公正証書遺言のどちらを選べばよいですか。	自筆証書遺言と公正証書遺言の主な特徴については、パンフレットに記載していますので参考にしてください。なお、どちらを選ぶべきかは、ご本人の判断ですので、法務局（遺言書保管所）ではお答えできません。